○真岡市石塀等撤去費補助事業補助金交付要綱

平成２７年３月２３日

告示第２１号

改正　平成３０年１２月２６日告示第２１９号

改正　令和７年３月２６日告示第４５号

（趣旨）

第１条　この要綱は、地震発生時における石塀、ブロック塀、れんが塀その他これらに類する塀（以下「石塀等」という。）の倒壊又は転倒による災害を防止し、市民の安全を確保するため、石塀等撤去事業を実施する当該石塀等の所有者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、真岡市補助金等交付規則（昭和４３年規則第２号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　石塀等撤去事業とは、地震発生時における倒壊又は転倒の危険性のある石塀等を全撤去する事業、一部撤去する事業又は改修する事業をいう。（国、地方公共団体、公団、公社、事業団等が実施するものを除く。）

(2)　地震発生時における倒壊又は転倒の危険性のある石塀等とは、建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）の基準に適合していない塀をいう。

(3)　全撤去とは、石塀等を全て撤去することをいう。

(4)　一部撤去とは、石塀等を道路面からの高さを８０センチメートル以下にすることをいう。

(5)　改修とは、道路に面する石塀等を建築基準法施行令の基準に適合するように改修することをいう。（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第２項の規定に基づく指定道路で、幅員４メートル未満の道路に面する石塀等を除く。）

(6)　道路とは、建築基準法第４２条に規定する道路又はこれに準ずる通路及び通学路等で、一般の用に供している不特定多数の者が通行する道路をいう。

（補助の対象事業）

第３条　補助対象となる石塀等撤去事業（以下「撤去事業」という。）は、道路に面している石塀等に係るものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、災害復旧事業は補助対象としない。

(1)　撤去事業の石塀等は、倒壊の危険のある３段積み以上の石塀、ブロック塀、れんが塀等で、高さが８０センチメートルを超えるものであること。

(2)　この要綱による補助金の交付を受けていない石塀等であること。

(3)　新たに塀を造り替えるときは、建築基準法第４２条第２項の道路内には築造しないこと。

(4)　石塀等を改修又は築造するときは、建築基準法施行令の基準に適合すること。

(5)　他の塀に転換するときは、生垣や金属製フェンス等安全なものにすること。

(6)　撤去事業が、国又は地方公共団体等が行う移転補償に係る事業の対象になっていないこと。

(7)　石塀等の撤去事業の工事は、専門の施工業者に依頼すること。

(8)　石塀等の撤去事業の工事は、土地の販売を目的とした工事でないこと。

（補助の対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)　補助対象となる石塀等を市内に所有し、前条の撤去事業を行う者、又は、当該所有者の２親等以内の親族で当該撤去事業に係る契約者となる者

(2)　この要綱による補助金の交付を初めて受ける者

(3)　国税、県税及び市税等を滞納していない者

（補助金の交付額）

第５条　補助金の交付額は、当該事業に要する工事費と撤去事業の対象となる石塀等の長さ１メートルにつき１０，０００円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の２分の１以内（１，０００円未満を切り捨てた額とする。）とし、かつ、１敷地につき10万円を限度とする。

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、石塀等撤去費補助事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、当該撤去事業の工事に着手する前に市長に提出しなければならない。

(1)　事業実施石塀等の位置図（原則として、縮尺2,500分の１以上の地図とする。）

(2)　施工前の写真、配置図及び断面図

(3)　施工のための見積書の写し

(4)　施工後の計画図（一部撤去及び改修の場合に限る。）

(5)　国税及び県税の完納等証明書

(6)　その他市長が必要と認めた書類

（交付の決定）

第７条　市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

２　市長は、前項の補助金を交付することと決定したときは、石塀等撤去費補助事業補助金交付額決定通知書（様式第２号）により、通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第８条　前条第２項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付申請を取り下げるときは、石塀等撤去費補助事業補助金交付申請取下書（様式第３号）を市長に提出するものとする。

（申請内容の変更等）

第９条　交付決定者は、補助金の交付決定を受けた後、補助金交付の申請内容を変更しようとするときは、石塀等撤去費補助事業変更承認申請書（様式第４号）に変更の内容を証する書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、承認するときは、石塀等撤去費補助事業費補助金交付額変更決定通知書（様式第５号）により、通知するものとする。

３　市長は、第１項の申請書の提出があったときは、補助金の額を変更することができる。

（補助金の請求）

第10条　交付決定者は、撤去事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の３月31日のいずれか早い日までに、石塀等撤去費補助事業補助金請求書（様式第６号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　石塀等撤去費補助事業完了報告書（様式第７号）

(2)　事業の完了を確認できる全景写真

(3)　「事業に要した費用の領収書等の写し」

(4)　工程写真（改修の場合に限る。）

(5)　その他市長が必要と認めたもの

（交付決定の取消しの通知）

第11条　市長は、申請者又は交付決定者の申請内容に不正等があったときは、石塀等撤去費補助事業交付額決定取消通知書（様式第８号）により、補助金交付決定の全部若しくは

一部を取り消し、又は交付した補助金の全額若しくは一部の返還を命じることができる。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（適用期日）

1　この要綱は、平成27年４月１日から適用する。

（補助金額の時限措置）

2　平成30年６月18日から平成33年３月31日までの間、道路に面した石塀等の撤去事業に限り、第５条中「10,000円」とあるのは「15,000円」と、「10万円」とあるのは「15万円」とする。

（遡及適用）

3　平成30年６月18日から平成31年３月31日までの間、第６条の規定は、平成30年６月18日以降に着工し、第３条及び第４条に適合することが書類等により確認ができる場合に限り、「当該撤去事業の工事に着手する前に」は適用しない。

改正文（平成30年告示第219号）抄

平成31年１月１日から適用する。

改正文（令和６年告示第45号）

令和７年４月１日から適用する。